

## 令和2年度寒河江市緊急経営持続化給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の県内での感染拡大の影響を受け、売上が落ち込み、経済的に厳しい状況が続いている市内で事業を営む事業者の経営継続を支援するために、予算の範囲内において給付金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年寒河江市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 主たる事業が別表1に掲げる業種の事業者であること。
- (3) 令和元年以前から事業により事業収入を得ており、確定申告又は住民税申告を行っている事業者（新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告又は住民税申告が未済の場合は申告後に申請するものとする。）又は令和2年1月から12月までに創業し、申請時点で寒河江市商工会の会員である事業者であること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年9月から令和3年1月までのいずれか1カ月間（以下「売上比較対象月」という。）の売上げが、前年同月と比較して30%以上減少した事業者であること。この場合において、特別な事情により前年同月との比較が困難であるときは、令和元年の任

意の月と比較するものとし、令和2年1月から12月までに市内において事業を開始した事業者については、市内において事業を開始した月から12月までのいずれか1カ月の売上げと売上比較対象月の売上げとを比較するものとする。

- (5) 現に営業活動を行っており、今後も経営を継続する意思のある事業者（行政からの営業自粛要請により休業中のものも含む。）であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- (7) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (8) 個人事業者においては、地方税法（昭和25年法律第226号）上の扶養親族になっていないこと。

2 前項第1号における「事業所を有する」とは、事業用の家屋等を所有又は賃貸借契約を締結していることとする。

3 法人及び個人事業者の所在地が同一の建物で、かつ、代表者が同一人物、親子又は配偶者である場合は、実質的に1事業者とみなし、代表する1事業者からの申請のみを受理するものとする。

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、1事業者につき20万円とする。ただし、売上比較対象月の末日時点において市内で複数の店舗を営んでいる事業者にあつては、1事業者につき40万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、前年同月との売上の差額に12カ月を乗じた額が20万円に満たない場合は、その額を給付するものとする。

（給付金交付申請書）

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、令和2年度寒河江市緊急経営持続化給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 給付金振込先口座の通帳の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請期間は、市長が別に定める期間とする。

（給付金の交付の決定）

第5条 市長は、給付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う関係者からの意見聴取等により、当該申請に係る給付金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により給付金を交付することを決定したときは、速やかに交付すべき給付金の額を確定し、令和2年度寒河江市緊急経営持続化給付金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付金を交付しないことを決定したときは、令和2年度寒河江市緊急経営持続化給付金交付不承認決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知するものとする。

4 本社等が市外に所在する事業者については、原則として本給付金を市内の事業所の経営継続のために供するものとする。

（給付金の交付決定の取消し）

第6条 市長は、交付対象者が虚偽その他不正の手段により給付金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、給付金の一部又は全額を返還させることができるものとする。

（帳簿等の保管）

第7条 給付金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を整備し、給付金の交付を受けた日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

- (1) 売上の減少状況が確認できる帳簿等の写し
- (2) 事業内容や営業実態が確認できるもの  
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

日本標準産業分類 (統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められたもの) による。

鉱業、採石業、砂利採取業	産業大分類 C (鉱業、採石業、砂利採取業) に属するもの
建設業	産業大分類 D (建設業) に属するもの
製造業	産業大分類 E (製造業) に属するもの
ガス業	産業大分類 F (電気・ガス・熱供給・水道業) のうち 中分類 34 (ガス業) に属するもの
情報通信業	産業分類大分類 G (情報通信業) に属するもの
運輸業、倉庫業	産業分類大分類 H (運輸業、郵便業) のうち 中分類 43 (道路旅客運送業)、中分類 44 (道路貨物運送業)、中分類 47 (倉庫業)、中分類 48 (運輸に附帯するサービス業) に属するもの
卸売業、小売業	産業分類大分類 I (卸売業、小売業) に属するもの
保険業	産業分類大分類 J (金融業、保険業) のうち 中分類 67 (保険業) に属するもの (細分類 6712 郵便保険業、細分類 6731 共済事業、細分類 6732 共済事業を除く)
不動産業、物品賃貸業※	産業分類大分類 K (不動産業、物品賃貸業) に属するもの
学術研究、専門・技術サービス業	産業分類大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) に属するもの
宿泊業、飲食サービス業	産業分類大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) に属するもの
生活関連サービス業、娯楽業	産業分類大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) に属するもの
教育・学習支援業	産業分類大分類 O (教育、学習支援業) のうち 中分類 82 (その他の教育、学習支援業) に属するもの

療術業、医療に附帯するサービス業	産業分類大分類P（医療、福祉）のうち 小分類835（療術業）、小分類836（医療に附帯するサービス業）に属するもの
サービス業（他に分類されないもの）	産業分類大分類R（サービス業（他に分類されないもの））のうち 中分類88（廃棄物処理業）、中分類89（自動車整備業）、中分類90（機械等修理業）、中分類91（職業紹介・労働者派遣業）、中分類92（その他の事業サービス業）、中分類95（その他のサービス業）に属するもの
その他市長が特に必要と認める業種	

※ 不動産業については、宅地建物取引業の免許を保有し、確定申告上、売上を「事業収入」として計上している事業者に限る。